

令和3年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

税 署 受 付 印

受贈者の氏名

控 用

第一表の三 (令和3年分用)

この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
住宅取得等資金	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所		令和□□年□□月□□日
	フリガナ		□□□□□□□□□□□□□□
	氏名	続柄 (直系尊属) ← 父 ①、母 ② 祖父 ③、祖母 ④ 上記以外 ⑤ ※⑤の場合に記入します。	令和□□年□□月□□日
生年月日	生年月日		□□□□.□□□□.□□□□
明治①、大正②、昭和③、平成④		住宅取得等資金の合計額	④⑤ □□□□□□□□□□
住宅取得等資金	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所		令和□□年□□月□□日
	フリガナ		□□□□□□□□□□□□□□
	氏名	続柄 (直系尊属) ← 父 ①、母 ② 祖父 ③、祖母 ④ 上記以外 ⑤ ※⑤の場合に記入します。	令和□□年□□月□□日
生年月日	生年月日		□□□□.□□□□.□□□□
明治①、大正②、昭和③、平成④		住宅取得等資金の合計額	④⑥ □□□□□□□□□□
非課税	住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成□□年□□月□□日
			令和□□年□□月□□日
	平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額		④⑧ □□□□□□□□□□
	住宅資金非課税限度額の残額(④⑦-④⑧)		④⑨ □□□□□□□□□□
	特別住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成□□年□□月□□日
			令和□□年□□月□□日
	令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(注3)		④⑩ □□□□□□□□□□
特別住宅資金非課税限度額の残額(④⑩-④⑨)		④⑪ □□□□□□□□□□	
分	④⑤のうち非課税の適用を受ける金額	④⑬ □□□□□□□□□□	
	④⑥のうち非課税の適用を受ける金額	④⑭ □□□□□□□□□□	
	非課税の適用を受ける金額の合計額(④⑬+④⑭) (④⑨の金額と④⑪の金額の合計額を限度とします。)	④⑮ □□□□□□□□□□	
贈与者の課税価格に算入される金額	④⑤のうち課税価格に算入される金額(④⑤-④⑬) (④⑤に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	④⑯ □□□□□□□□□□	
	④⑥のうち課税価格に算入される金額(④⑥-④⑭) (④⑥に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	④⑰ □□□□□□□□□□	
不動産番号等の明細	新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。		
不動産の種類	<input type="checkbox"/> 土地 所又は <input type="checkbox"/> 建物 在は <input type="checkbox"/> 土地 及家 <input type="checkbox"/> 建物 屋 <input type="checkbox"/> 土地 地番 <input type="checkbox"/> 建物 番号	不動産番号	□□□□□□□□□□□□□□

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和3年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。
 (注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

〔非課税限度額〕

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります（注1）。

(1) 下記(2)以外の場合〔住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日		～令和3年12月31日
種類	省エネ等住宅（※）	1,500万円
	上記以外の住宅	1,000万円

※ 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第7項（令和3年4月1日以降は第29条の2第8項）の規定により証明がされたものをいいます（(2)においても同じです。）。

(2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合(注2)〔特別住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日		平成31年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和3年12月31日
種類	省エネ等住宅	3,000万円	1,500万円
	上記以外の住宅	2,500万円	1,000万円

- (注) 1 次の場合に該当する場合には、上記(1)又は(2)の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
- ・ 平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
 - ・ 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき
- 2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

〔非課税の適用を受けた金額〕

(1) 「平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額④」欄

「住宅資金非課税限度額④」欄に記載がある場合で、平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します。

平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（平成27年分贈与税の申告書第一表の三④欄の金額、平成28年分贈与税の申告書第一表の三④欄の金額、平成29年分贈与税の申告書第一表の三④欄の金額、平成30年分贈与税の申告書第一表の三⑤欄の金額、令和元年分贈与税の申告書第一表の三⑤欄の金額及び令和2年分贈与税の申告書第一表の三⑤欄の金額の合計額）

(2) 「令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額⑤」欄

「特別住宅資金非課税限度額⑤」欄に記載がある場合で、令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します。

令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（令和元年分贈与税の申告書第一表の三⑤欄の金額及び令和2年分贈与税の申告書第一表の三⑤欄の金額の合計額）のうち、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額